**避難所への協力についての考え方**

○　災害時における教職員の第一義的役割は，児童生徒等の安全確保・安否確認，教育活動の早期正常化である。

○　しかしながら，災害規模が大きい場合，行政の初動及び要員の配置に時間がかかる場合があるため，一時的に教職員が避難所開設等に協力する。

○　円滑な避難所運営をめざすとともに，教職員が学校再開に注力できるようにするためには，自主防災組織との事前協議が不可欠である。

**避難所開設・運営支援の流れ**

・安全点検・消火班が学校施設を点検

・軽微な損傷は応急補修。危険箇所は立ち入り禁止措置

・学校施設の状況について本部長に報告

学校災害対策本部の設置

学校施設の点検・結果報告

他機関等からの情報

高知市災害対策本部

避難者対応

（開設準備）

避難者の誘導，相談窓口，連絡係

受付の設置

衛生環境整備

役割分担

開放区域の決定・表示，要援護者・女性優先室の設置

供用場所の決定・表示

開設せず

避難所開設の判断

教育委員会に連絡

開設

受け入れ（避難者のとりまとめ）

状況により直接連絡

情報収集の

継続

トイレ・ゴミ集積所の設置，傷病者への応急処置

避難者の把握，注意事項の伝達

担当者決定

・「避難者名簿」の作成に努める（参集職員に引き継ぎ）

・教育委員会との連絡体制の維持

**運営体制移行後にも継続すべき重点支援項目**

○　傷病者への緊急対応（保健室，119通報等）

○　情報共有（地震関連情報，被害状況）

○　衛生管理（トイレの供用，水の提供）

状況報告・指示の受領

市担当職員・自主防災組織等による運営に移行